

佐賀総合庁舎警備業務委託特記仕様書

1. 目 的

この仕様書は、佐賀総合庁舎（以下「庁舎」という。）の警備業務（以下「委託業務」という。）に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

2. 適 用

委託業務は、この仕様書に基づいて実施する。

なお、この仕様書に記載のない事項で委託業務の性質上実施する必要があるものについては、その都度、委託者（以下「県」という。）と受託者で協議するものとする。

3. 委託内容

受託者は、委託業務の実施時間中（以下「警備時間」という。）に受託者の職員（以下「警備員」という。）に庁舎を巡回させ警備を行う（以下「巡回警備」という。）ものとする。

4. 業務責任者

(1)業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を記載した名簿を県に提出しなければならない。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

提出期限 令和7年(2025年)3月28日

(2)業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。（契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除く。）

4. 警備時間

警備時間は、下記のとおりとする。

(1)平日 17時15分から翌朝8時30分まで

(2)土曜日、日曜日、祝日等及び年末年始（12月29日から1月3日）
朝8時30分から翌朝8時30分まで

5. 巡回警備の回数

(1)平日

不定時に3回実施することとし、初回は遅くとも20時までに実施すること。

(2)土曜日、日曜日、祝日等及び年末年始（12月29日から1月3日）

朝8時30分から17時までは不定時に1回実施し、17時から翌朝8時30分までは、不定時に2回実施すること。

6. 巡回警備の方法

巡回警備の際は、庁舎室内まで巡回警備を実施することとし、在室者があるときは、佐賀総合庁舎の職員であることを確認すること。

7. 巡回警備の内容

庁舎内での事故の未然防止と秩序保持のため、巡回警備時に下記業務を行うこと。

(1)門扉、本館玄関等の施錠及び開錠すべき個所の確認と処置

(2)施錠時間帯における、県からの依頼（清掃、工事、駐車場利用等）に基づく開錠

(3)最終退庁者の確認と連絡手段の整備

(4)佐賀総合庁舎職員の時間外勤務者の確認

(5)門扉、各事務所等の出入口及び窓の点検、施錠の確認と処置

(6)不審者、潜伏者の発見及び排除

(7)電気器具類、機械類の異常探知及び処置

(8)火災の原因となる物、その他危険物の異常探知及び処置

(9)不必要灯の消灯

(10)隣接地より波及する恐れのある危険性の探知及び処置

(11)違法駐車車両のナンバー確認と車両への移動を促すための措置

(12)その他巡回警備に付随する業務

8. 巡回警備の報告

巡回警備終了後は、状況を記録し、翌朝文書をもって県に報告するものとする。

9. 警備員に関する事項

- (1) 受託者は、警備員に民間人との区別を明確にした制服を着用させなければならない。
- (2) 受託者は、警備員が常に適切な措置を講じるよう、警備員を教育、指導、訓練しなければならない。
- (3) 受託者は、警備員（予備員を含む）の氏名及び履歴を記載した名簿を県に提出しなければならない。また、警備員を変更したときも同様とする。

提出期限 令和7年(2025年)3月28日

10. 警備員の責務

- (1) 警備員は、万全を期し誠実に巡回警備を実施しなければならない。
- (2) 勤務上知りえた秘密・情報等を漏洩しないこと。

11. 緊急時における対応

警備員は、緊急時には迅速かつ的確に対応するものとする。

特に、挙動不審者を発見したとき、事件事故等が発生したときは、必要に応じて警察署及び消防署、佐賀県税事務所総務課へ通報する等、被害の拡大防止に努めるものとする。

12. 法令等の遵守

受託者は、巡回警備の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。

13. 安全の確保

- (1) 巡回警備の実施に当たり安全衛生に関する管理は、受託者が関係法令等に従って行うものとする。
- (2) 受託者は、安全確保のため巡回警備計画を定め、警備員にその周知徹底を図ること。
- (3) 受託者は、人、施設、備品等に危害・損害等を与えないよう万全の措置を講じること。
なお、危害または損害を与えた場合、あるいはその恐れがある場合は、直ちに県に報告し、その指示を受けるものとする。

14. 鍵の保管

庁舎管理者から預かった鍵類は、受託者の責任において厳重に保管すること。

15. 損害賠償

警備員が業務実施に際して、県に損害を与えた場合は、受託者は、その賠償の責めを負うものとする。第三者に損害を与えた時も同様とする。

